

令和4年大和市農業委員会第2回総会議事録

令和4年2月15日（火）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 古木利明委員	9番 眞壁浩二委員
2番 柏木明委員	10番 遠藤一直委員
3番 渡邊カク委員	11番 田邊義之委員
4番 青木裕一委員	12番 木村賢一委員
6番 長谷川慶太郎委員	13番 上野岩雄委員
7番 池田俊一郎委員	14番 保田嘉一委員
8番 山口喜充委員	16番 荒井隆幸委員

2. 本日の欠席委員

5番 小川道子委員	15番 岩崎敏博委員
-----------	------------

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	村瀬 知一
次長	岸田 靖雄
主査	高田 直樹
主査	中川 雅美

4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第4 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

日程第5 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出に

ついて

- 日程第 6 報告第 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 日程第 7 報告第 5 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 日程第 8 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地
利用集積計画について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
- 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による所有権移転の届出について
- 報告第 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 報告第 5 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計
画について

午前 10 時 00 分 開会

○議長 ただいまの出席委員は 14 名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 4 年 2 月大和市農業委員会第 2 回総会を開会いたします。

議事日程はお手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、3 番、渡邊カク委員、4 番、青木裕一委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料 1 ページをごらんください。

1 月 4 日、会長、眞壁職務代理、遊休農地部会から池田部会長、遠藤副部会長の 4 名が、年頭あいさつのため、市長及び市議会正副議長を訪問されました。

1 月 19 日、令和 4 年度第 70 回神奈川県常設審議委員会が開催され、会長が出席されました。

1 月 21 日、大和市民まつり第 3 回役員会が書面で開催され、眞壁職務代理が参加されました。

県許可等の状況でございます。

令和 3 年第 12 回総会、議案第 19 号、深見地内における貸駐車場及び貸資材置場につきましては、令和 4 年 1 月 21 日付で県知事許可となっております。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。本件について、ご意見等何かあればお聞きいたします。

眞壁委員。

○眞壁委員 1 月 21 日の市民まつりの件でございますが、書面会議ということで実施されました。オミクロンの影響もあり、基本的には去年と同じような形で中止のような流れになっています。ただ、その後のご報告で、一般の方への報告は今月の半ば以降で、形としては中止で、オンラインで企画するという流れに今

はなっております。そのご報告だけで、まだ一般の方にはこれからご報告なので、注意をし、ご配慮してくださいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから2点ほどご報告させていただきます。

1月4日に、記載のとおりでございますけれども、市長及び市議会正副議長を訪問いたしました。思ったより時間をとっていただきました。委員の方々からの全員の意見の報告を兼ねてさせていただきました。農業に関する現状と課題について意見交換ができました。出席委員の方にはありがとうございました。

それと、1月19日には、神奈川県常設審議委員会が開催されました。議題については、農地法第4条また第5条の諮問について、それぞれ1件がございました。いずれも諮問どおり答申することに決定いたしました。それで、1件につきしては、先ほど諸報告の中で報告がありました県許可等の状況の中で説明されましたけれども、同案件でございます。

以上でございます。

本件は報告案件でございますので、以上をもって終結させていただきます。

○議長 日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第1号についてご説明いたします。

議案書の1ページの1件がありました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について及び日程第5、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　ご説明いたします。報告第2号については、議案書2から3ページの9件が、報告第3号については、議案書4から6ページの12件がございました。案内図は総会資料の4から9ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。木村委員。

○木村委員　2号の9、これについては既存の建物があるわけですが、要は、登記地目が畑となっていることで、これの地目変更のために届出が出ているのですか。

○議長　事務局。

○事務局　4条届出の何番でいらっしゃいますか。

○木村委員　2の全部。先ず9。

○事務局　そうですね、既存で建物があったものについては、これから先に建て替えという予定のものもございますが、既存の状況で畑から登記を変えたいということで届出だったものもございます。

○木村委員　それと、あと3号の4ページの2番ですけども、これは個人から土地、建物を法人へ売却ということでもいいのかな。

○議長　事務局。

○事務局　こちらは、ご自身の持ち物であったものを、ご自身の会社の所有物に変えるということで申請が。

○木村委員　土地も建物も全てということですね。

○事務局　そうです。はい。

○木村委員　これは個人から法人という、代表者は同じ人間なのだけれども、当然、取得税とかそういうものはかなりの金額、土地も入っているから、それも含めて移すということでしょうか。結構こういうケースというのは今まであるのですか。

○議長　事務局。

○事務局　個人で持たれているより法人で持ったほうが、売上等のそういったことでの

税金対策という言い方は悪いかもしれないですけども、売上と法人税の支払いとか、そういったことでとんとんにしたいとか、そういう形で申請等はままある感じですね。以上です。

○議長 よろしいでしょうか。ほかに。

(発言者なし)

○議長 ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第6、報告第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について及び日程第7、報告第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを一括議題に供します。事務局。

○事務局 それでは、報告第4号、受付番号1番についてご説明いたします。議案書は7ページ、案内図は総会資料の10ページとなります。

生産緑地を所有していた被相続人が、令和3年4月20日に死亡したことにより、相続人である子が生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。本件の被相続人は、亡くなるまで農業に従事していたことから、主たる従事者であると判断できます。現地は保全管理がなされています。ついては、申出人と山口委員で令和3年12月23日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認し証明したものです。

次に、受付番号2番についてご説明いたします。議案書は7ページ、案内図は総会資料の11ページになります。

生産緑地を共同所有していた申出人の父が令和3年3月に脳梗塞で倒れ、いわゆる植物状態となり、令和3年12月20日に市農政課で故障認定したことにより、申出人である子が生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取りの申し出を行うために、買取り申出事由の生じたものの主たる従事者証明を願い出たものです。本件の被相続人は、倒れるまで農業経営を行っていたことから主たる従事者であると判断できます。現地は保全管理がなされています。ついては、遠藤委員と令和4年1月14日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認し証明したものです。以上です。

○議長 ありがとうございます。

続いて、報告第4号、受付番号3番及び報告第5号について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、関連がございますので一括してご説明いたします。

報告第4号、受付番号3番は議案書の7ページ、資料は12ページとなります。報告第5号は議案書の8ページ、資料は13ページとなります。

生産緑地を所有する被相続人が令和3年4月16日に死亡したことにより、相続人が生産緑地の買取り申出を行うためと相続税の納税猶予を受けるために、被相続人の主たる従事者証明及び相続人の適格者証明を願い出たものです。本件の被相続人は亡くなる直前まで農業に従事しており、実質の農業経営主であったことから、主たる従事者であると判断できます。また、相続人である妻は、息子とともに農業に従事しており、今後も農業経営を行っていくとのことで、納税猶予の適格者であると言えます。現地は露地野菜及び施設野菜が栽培されており、肥培管理がなされております。ついては、1月26日に上野委員と相続人宅に赴き、相続人である妻、相続人の息子に確認の上、現地確認を行い証明したものです。

なお、補足ですが、相続人は昨年6月に生産緑地の主たる従事者証明の申請を行い、買取り申出を一度行っております。その後、営農しましたが、申請地は面積が小さい上に他の農地から距離が離れている等の営農継続が困難な立地状況のため、営農困難を事由に追加申請するに至りました。市農政課は、生産緑地の買取り申出は原則1回とし、2回目以降については、やむを得ない事由が確認できた場合のみとしています。今回の追加申請はやむを得ない事由と判断しております。また、本案件は第11回総会の農地法第3条の3の規定による届出にて報告しております。以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。受付番号1番について、山口委員、お願いします。

○山口委員 事務局の説明のとおり、12月23日に私と事務局と申出人で立ち会って現地を確認しました。現地は耕作されておりました。また、被相続人が農業従事

者であったことは確認しており、問題ないと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。

続いて、受付番号2番について、遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 事務局の説明のとおり、1月14日に私と事務局で現地を確認しました。

現地は管理されていました。また、申出人の父が農業従事者であったことは確認しており、故障の状況についてもやむを得ないと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。

続いて、受付番号3番及び報告第5号について、上野委員、お願いいたします。

○上野委員 事務局の説明のとおり、1月26日に私と事務局で現地に赴き、申請人である相続人とその長男に聞き取りを行い現地確認をいたしました。現地は肥培管理されていました。被相続人が農業経営者であることは確認しております。また、納税猶予に関してよく意思確認を行いました。今回の2件についてはいずれも問題ないと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。長谷川委員。

○長谷川委員 資料の12ページ、案内図、報告4号、受付3というものですけれども、先ほどの説明ですと、1度買取りの申請があって、2回目ということだったのですが、なぜここは1度目のときに買取り申請を出さなかったのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 まず、1度目の申請の際は、相続税のために買取り申出をしなければならなかったという背景があった際に、こちらについても検討の中には当然入っていたかと思われるのですが、そのときには手放す意思はなかったということは確認しております。ただ、広くやっていくに当たって、お互い、相続人と、それから長男の方で続けていくのですけれども、やってみたのですが、やはりここだけ1カ所飛んで通作がなかなか困難だったということを改めて思われて、やむなく2回目の届出という形になったそうです。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 では、あくまでもこの方は、そのときには生産緑地を維持しようという

お考えのもとで、第1回目の買取りの申請を行ったということの認識でよろしいのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりです。

○議長 ほかに質疑、意見ございましたらお願いします。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第8、議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、受付番号1番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書は9ページ、資料は14、15ページとなります。

大和市長から、令和4年2月1日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は2,437㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。貸人から中間管理機構へ、令和4年3月1日から令和7年2月28日までの3年間、賃貸借権を設定し、また、中間管理機構から借人へ、令和4年3月1日から令和5年2月28日までの1年間賃貸借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。借人は、平成31年から中高年ホームファーマーとして愛川町で2年間耕作の研修を受け、令和3年3月にかながわ農業サポーターに認定されております。耕運機等農機具を所有し、今回新規の就農となります。農業経営者1名、農業補助者1名の計2名で農業経営を行うこととなります。令和4年2月4日に眞壁委員と事務局とで現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号2番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書は9ページ、資料は16、17ページとなります。

大和市長から、令和4年2月1日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は1,192.16㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、賃貸借権を設定して露地野菜を栽培する

計画です。借人は令和2年にかながわ農業アカデミーに入学し農業を学んでおりましたが、体調を崩して休学いたしました。しかし、翌年復学いたしまして耕作の研修を受け、令和4年3月に卒業見込みでございます。耕運機等農機具を所有し、今回新規の就農となります。農業経営者1名、農業補助者1名の計2名で農業経営を行うこととなります。令和4年2月4日に眞壁委員と事務局とで現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号3番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書は9ページ、資料は18、19ページになります。

大和市長から、令和4年2月1日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は1,755㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、賃貸借権を設定し水稻を栽培する計画です。借人はコンバイン等農機具を所有し、現在は5,013㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者3名、農業補助者15名の計19名で農業経営を行っております。令和4年2月7日に眞壁委員と事務局とで現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。眞壁委員、お願いします。

○眞壁委員 受付番号1番及び2番について、2月4日に事務局と現地へ赴き、貸人及び借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。

また、新しく就農するという事で、経緯や農業に関する意欲を聞き取りました。営農に関する事に問題はないと思います。

続きまして、受付番号3番について、2月7日に事務局と現地へ赴き、貸人及び借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。借人については、他の農地も借りて良好に耕作しており、問題ないと思

います。

同じような件、3件ございますが、隣地もありますので、草の管理とか雑草の管理もお願いしたところでございます。以上です。

○議長 ありがとうございます。地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見ございますでしょうか。

池田委員。

○池田委員 ただいまの説明によりますと、1番、2番は新規就農者という説明がありました。この新規就農者に対する資格というものはあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 資格という何か正式にというものは特にありませんけれども、農業技術を持っているかどうかというのと、農業を経営していくのに意欲があるかどうかというのが農業委員会のほうで判断する内容となりますので、技術につきましては、受付番号1番については、県のかながわ農業サポーターに認定されていることから、技術はあると考えさせていただいております。

また、受付番号2番につきましても、昔で言う農業大学校、今のかながわ農業アカデミーを卒業見込みということで、技術についても問題ないと考えておりますので、新規就農として、あとは意欲と考え方となりますので、そこは聞き取りをさせていただいたということになります。以上です。

○議長 池田委員。

○池田委員 新規就農者ということで、農業委員会としては大変ありがたい方向だと思いますけれども、特にこういう新規就農者に対するサポート体制というのですか、支援制度というものはあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 まず、かながわ農業サポーター制度につきましては、2カ月に1回程度巡回等をしている方がおられるということで、現場での具体的な指導や助言をするという聞いております。

また、農業アカデミーですけれども、農業アカデミーでも、聞けば講師の方が答えてくれるという形ではありますが、当然、周りの農業者の方からもそういった助言等はしていただけるとありがたいと思いますので、農業委員の皆様も、

そういった助言やアドバイス等していただけるとありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長 池田委員。

○池田委員 特に新規就農者の体制は、やはり農業委員会としても、しっかりと営農ができるようなサポート体制をしていただければありがたいと要望させていただきます。

○議長 ありがとうございます。要望として受けたいと思います。ほかに。長谷川委員。

○長谷川委員 全体を通してちょっとお伺いしたいのですけれども、通作に関しては可能な範囲なのでしょうか。お住まいを見ますと、例えば、川崎市にお住まいだとか、そこまでではないのですけれども、中央林間西、あとは相模原市で、一番上の法人などに関しては、実態はちょっとわからない、横浜市となっておりますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 まず、1番の中間管理機構につきましては、直接耕作をするわけではないという形なので、特に通作距離については関係がないと思います。

受付番号1番の川崎市の方ですけれども、こちらにつきましては、私も当初の新規就農の相談の際から携わっているのですが、やはり通作距離が一番問題になるかと考えていたのですが、現状、愛川町で通って耕作をしているということで、大体朝の6時ぐらいから1時間ぐらいかけて通っているということで、逆に近くなるので大丈夫と聞いております。

また、2番の中央林間の方につきましては、まだ近いということで当然問題ないと考えます。

また、3番の法人につきましては、18ページの地図を見ていただくと、東高校の北側にも既に借りている農地がありますので、すぐ近くですので、通作距離につきましては問題ないと考えます。以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 川崎市にお住まいの方ですけれども、愛川町にも通作してやっけて、耕作されているということなのですが、実際ここが、大和市のものが借りられるとなると、愛川町のほうはどうなるのでしょうか。両方とも通作してや

るというのは結構大変じゃないかなと。

○議長 事務局。

○事務局 愛川町のほうは、中高年ホームファーマーという神奈川県の実業がありまして、そこで借りて耕作しているのですが、卒業という形になりますので、そちらのほうは手放すと聞いております。以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうしますと、今回の議案の農地のほうに集中されるという認識でよろしいですか。

○議長 事務局。

○事務局 はい、そのとおりでございます。以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 それと、案内図、議案第21号の受付番号2番ですけども、これは農地というか、真ん中にぽこんと畑がありますが、どうやってここまで進入していくのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 その現地の北東側に点線で2本並んでいるところがあると思うのですが、それで、北側のバイパスの南側の道があると思うのですが、そこと、その点線が赤道、公道でございますので、そこを通過して耕作のところに入るという形になりますね。②と書かれている奥の北側からずっと真っすぐ北に向けて赤道が通っていると考えてください。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうしますと、赤道とこの対象の土地が点では接しているようなのですが、要するに、この②の下のところ、もしくは左のところをえぐっていくような形にならないと、ここには進入できないと思いますが、その辺の話については、周辺の方と話がついているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 すみません、ちょっと言葉が足りなかったです。②の点線がそのまま①のあたりまで正式に続いています。それで、下側の農地のところで赤道はとまっているという形になりますので、今回の借入農地の東側の部分全面が全部接道し

ているという形になりますね。以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうすると、北のほうからずっと進入して行って、対象の土地の東のほうから畑に入るということでよろしいのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりです。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 では、赤道の道幅というのはどのくらいあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 正式にはかったことはないのですが、4メートルなくて、6尺以上だったと、1.8メートル以上だったと思いますので、このサイズですと、大体2.73が多い道の幅です。大体それくらいだったと記憶しております。
以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 では、トラクターはもちろん、軽トラも、2トン車クラスも進入できるという形で。

○議長 事務局。

○事務局 確かにそのとおりです。また、その東側の果樹のマークがついている、あと露地野菜のマークがついているところですが、今回の借入地の所有者が経営している農地ですので、そこで通行に関しても問題ないと承っておりますので、問題ないかと思えます。以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 新規の件なのでちょっと詳しくお伺いしたいのですが、先ほどの川崎市にお住まいの方と中央林間にお住まいの方の2件ですが、実際の農機具やそういった作業に必要な資材というのは、置かれる場所はどこになるのですか。

○議長 事務局。

○事務局 基本的には通いで運搬という形で聞いております。一部は農地に置かせてくれないかという話はあったのですが、実際にもし解約等なった場合に、建物が

あると撤去が大変という形になりますので、建物を置いて農機具を置くことはやめてください、通いでできるだけ運搬してくださいという話をしております。以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございました。

○議長 よろしいですか。ほかに。遠藤委員。

○遠藤委員 法人の方はあれなのですけれども、個人の方、設定を受ける方、記載してあるとおりのご年齢だと思っておりますが、新規就農でやられるというお話で、その場合の当面の見通し、契約期間1年ですけれども、当面の栽培の見通しとか、そういうものも同時に聞き取っているのでしょうかということが1点、あと、年齢に対する受け入れ方について、何か規定みたいなものがあるのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○議長 事務局。

○事務局 まず、年齢についての規定はございません。どうしても通常の会社員を辞めて農業をやりたいという方だと、やはりこれくらいの年齢になってしまうのがあるかと考えます。

1番の方につきましては、当然仕事を辞めて、中高年ホームファーマーとして数年やっていますので、聞き取りでは、10年ぐらいやればいいのかと聞いております。今後の見通しについても、大和市の利用権の設定の考え方として、新規の契約につきましては1年、その後3年、5年と延ばしていく形で契約を続けていきたいと考えておまして、1年が問題なければ、また来年利用権の設定をし直して延ばしていくものとし、1年ですぐ終わりますという話では当然ございませんので、ご了承ください。

2番の方につきましては、アーリーリタイアのような形でやられて、数年ちょっと土づくりも含めてやっていきたいということです。最低でも大体30アール以上はやりたいという話で聞いておりますし、また、座間市のほうでも借りられる見込みが立ったということで聞いておりますので、そちらのほうも含めて営農していくという意欲もあると聞いております。以上でございます。

○遠藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○議長　ほかに質疑。木村委員。

○木村委員　今お三方の質問で大体わかったのですけれども、聞きたいことを皆さんされたのでね。その中で1点、今の新規の方は、最初は1年で、ある程度実績によって2年、3年、そういうことだと納得したのですが、そういう中で、この1番と2番を見ますと、1番は、県の公社を中に入れて、仲介して個人が借りたわけですね。2番は直接持ち主から借りていると。この辺は、例えば持ち主の意向で間に県の公社を入れるとか、そういうことなのですか。それとも、たまたま市の動きの中でそういう方になった、その辺のところをちょっと、公社を入れた場合と入れていない場合があって、その辺の差はどういうところになるのですか。

○議長　事務局。

○事務局　1番の方につきましては、神奈川県のアグリポート制度というものを利用して、今回新規就農という形で認定されました。認定に当たりましては、神奈川県と該当する市町村の農政部局、あとは農業委員会、地元の農協で構成された認定委員会で認定されるわけなのですが、農地を借りる場合に、中間管理機構、農業公社を利用した貸し借りという形になりますので、所有者がいて、間に公社がいて、それで借人という形になるのが一般的のようです。

2番の方につきましては、現在農業アカデミーに通われていまして、その方につきましては、直接農業委員会にご相談があったので、希望する農地面積などを聞いた中でマッチングさせていただいたということで、今回のような差が出ているという形でございます。

○議長　木村委員。

○木村委員　それで、この1番の場合は、公社のほうには3年間貸すのですよね。それで、公社を通じて、公社から個人へ貸す期間が1年ということですが、今後もしこれは、例えば2年、3年ずっと個人の方が借りたりした場合は、3年後はまた公社が間に入ってやるのか、その辺はどうなのですか。

○議長　事務局。

○事務局　所有者から公社への契約が3年という形になりますので、借人の方が、1年後また続けたいということであれば、公社と所有者との契約の分の残りの2年

間をまず契約という、利用権の設定をさせていただくのかなと現状では考えております。

○議長 木村委員。

○木村委員 それはあれで、3年たって4年目ね。4年目も5年目も、やはり持ち主の状況で公社を間に入れてほしいと、そういうことになるのかな。

○議長 事務局。

○事務局 そうですね、公社を入れた場合のメリットといたしましては、もし借りる方がやめてしまった場合であっても、契約期間内につきましては、公社がずっと借り入れたまま新しい耕作者を探すというのが前提となっておりますので、そういった意味では安定感があるのかなというのが、貸人にとってのメリットになります。

それで、公社としては、当然長期に貸していただければ、耕作者がいればずっとやり続けられるというのが、施策としていいことになるというので、続けてほしいということなのですけれども、公社としても、借人がいないと出るだけになってしまうので、そこら辺がちょっとデメリットという形になりますので、公社のほうには両方、借人と貸人がいたら紹介して欲しいと農業委員会のほうに情報提供を求められているという形ではございます。以上です。

○議長 木村委員。

○木村委員 一番下の3番ですけれども、私は、この会社が借りることになっていますが、これを見ますと経営面積が5,000㎡強ありますね。もう長年やっているグループというか合同会社だと思うのですが、これは相模原市になっていましてけれども、どういう生い立ちと言ったらおかしいですが、大和市でも既に実績があるのか、あるいは相模原市がメインでやっているのか、その辺をわかる範囲内で。

○議長 事務局。

○事務局 もともと相模原市のほうで農地を借りてやっていたところなのですけれども、3年ぐらい前に大和市のほうでも開業しているので、農地がないかと相談がありまして、ご紹介させていただきました。当初は1,000ぐらいからどんどん増やしていったという形でございます。

また、この会社の事業としましては、農福連携というか、障害者の方を一度集めて、そこで農業をやっていただいて、生きがいの提供というか、そういった支援をやっていくのをメインにしている会社となります。

また、その農業をやって、耕作して得た作物につきましては、自分たちで料理して、自分たちのところで販売をしたりとか、農作物を直接売買したりとか、そういったことで収益を上げているという会社となります。以上です。

○議長 木村委員。

○木村委員 あと1点。先ほどの説明でコンバインを持っておられると言っていましたね。ということは、もう既に水稲もほかでやっておられるのですか。

○議長 事務局。

○事務局 先ほどのご説明のところの地図の受付番号3番の18ページの東高校の北側の部分は既に借りてやっておりますので、そちらで水稲のほうを栽培しているということで問題ないかと思えます。以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 追加でお伺いしたいのですが、1番の個人の方は、もうご年齢も行かれていますので経済的に問題ないかと思うのですが、2番の方に関しては、比較のお若い方で、農業委員として、やはり農業に新しく入ってきてくれるのはとてもうれしい話ですしありがたい話だと思うのですが、経済的などころに関して、これから困窮される可能性、当然、全部仕事を辞めてこれだけでやっていきますよというのが、結構確実にやっていけるのかどうか。例えば、販路もあらかじめもう決まっているのかとか、どんな食物をどのように植えるのか、作付の計画がきちんとしっかりされているのか、そういった審査はしているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 まず、相談があった段階で、今後だんだん拡大していくということで、最終的に5年後には50a、5,000㎡程度作付をしてやっていけたらという形での経営計画を提出していただいております。また、その経営計画につきましても、アカデミーのほうで授業等、そういったことで研修を受けて、講師の方からこれで問題ないとお墨つきを得ているという話で聞いております。こちらも

そういったものを確認させていただいたのですけれども、問題ないと思っております。以上です。

○議長 長谷川委員、よろしいですか。

○長谷川委員 自分も農業アカデミーのほうで1度お世話になって、認定新規就農者を取ったことがあったのですね。そのときに、今おっしゃられたようなこと、作付計画というのを全部出したのですが、ある程度指標のデータがあって、それに対して大体何割ぐらいでできるよねという目分量で計算していくようなものだったのですよ。それをもって100%大丈夫なのか。

例えば、副業を何かされているというのであれば、長い目で見て、しっかり農業を、特に大和市というところでやっていただけるのかなと思うのですけれども、そのあたりの確認はどうでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 当然、現状でまだ、すぐ黒字になるというのはないだろうとは思っております。当然数年間の生活費的には大丈夫かということで確認はさせていただいておりますけれども、退職金等を利用して、とりあえず数年間は確実にもちますと。また、その後は年金と合わせてやっていきたいという話でございますので、この時点では大丈夫だと考えております。以上です。

○議長 よろしいですか。

○長谷川委員 わかりました。ありがとうございます。一緒に頑張っていけたらと思います。

○議長 ほかに質疑、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを採決いたします。

受付番号1番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号1番は、諮問どおり答申することに決

定いたしました。

続いて、受付番号2番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号2番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

受付番号3番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号3番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和4年2月大和市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会